

2024年5月31日
日本テレビ放送網株式会社
ドラマ「セクシー田中さん」社内特別調査チーム

調査報告書の概要

当調査チームは、日本テレビ放送網株式会社（以下、日本テレビ）が2023年10月22日～12月24日に放送したドラマ「セクシー田中さん」全10回をめぐる制作過程等について、調査報告書をまとめました。調査報告書の概要は以下の通りです。

第1 特別調査の概要

調査目的：ドラマの原作者、脚本家、出演者、制作者等が、より一層安心して制作に臨める体制を構築するために、以下の事項を目的として調査、分析及び検討を行った。

なお、本件原作者の死亡原因の究明については目的としていない。

- イ) ドラマ化の企画から原作者の最後のネット投稿に至る事実関係の調査
 - ロ) ドラマ制作の全過程とネット投稿への対応に関する問題点の洗い出し
 - ハ) ドラマ化の条件・過程に関する原作サイド（原作者・小学館担当者など）及び制作サイド（日本テレビ担当者・脚本家など）の認識の分析
- ニ) 上記（イ）～（ハ）により判明した問題点を踏まえた今後へ向けた提言の検討

調査期間：2024年2月23日から同年5月30日

調査方法：本件に関与した日本テレビ関係者13名、

脚本家を含む社外の関係者3名に計18回ヒアリングを実施。

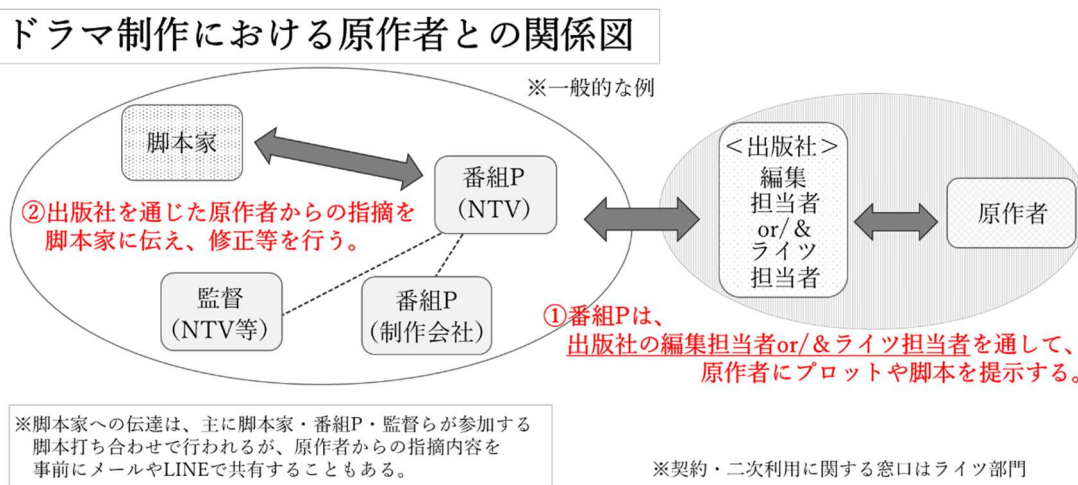
小学館の関係者4名に書面によるヒアリングを行った。

一方、今後へ向けた提言の検討のため、社外の有識者・関連団体の関係者計14名やドラマ制作に知見を有する日本テレビ従業員計4名及び元従業員1名にもヒアリングを実施。ヒアリングは計39名（書面回答含む）に行った。

また、本件ドラマ制作のため、小学館担当者、本件脚本家その他の関係者と連絡を取っていた日本テレビのドラマ制作関係者ら8名から、関連する電子メール及びLINE等の電子データについて、任意に提出を受けた。

さらに、日本テレビ及びAXONのドラマ制作関係者全77人を対象にアンケート調査を実施し、合計71名から回答を得た。

第2 前提となる事実



第3 認定された事実

1 ドラマ化についての日本テレビと出版社との交渉過程

2 ドラマ制作過程

- * 本件ドラマは2023年3月の日本テレビと小学館とのミーティングでスタートし、日本テレビは3月末のミーティング以後、小学館からドラマ化の承諾を得たものと認識し、ドラマ制作にとりかかった。キャスティング等も小学館を通じて本件原作者の意向を確認して進められた。
- * 本件原作は連載中であるため、ドラマ9、10話はドラマオリジナルとなる見込みだった。
- * ドラマ化する上で、演出上、演技や予算等の制約、スポンサーへの配慮等の理由により、一定の原作の改変が必要であることは、原作サイド（小学館、原作者）も理解していた。
- * 制作サイド（日本テレビ、制作会社、脚本家）は作成したプロット（あらすじ・構成・主なセリフを書いたもの）や脚本を原作サイドに送り原作サイドの確認を得る。指摘を受けた点は修正したり再度提案したりしながら作業（ラリー）。本件原作者がどうしても譲れない点は本件原作者の意向どおりプロット・脚本を作成した。
- * プロット・脚本は最終的にプロデューサーの責任で決定した。
- * ドラマ制作にあたってのエピソードの入替や登場人物の言動等をめぐっては、本件原作者から「キャラブレ」を指摘されることもあった。
- * 2023年6月上旬、小学館から制作サイドに連絡があり、「ドラマオリジナル展開に関しては、本件原作者から脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案したい」「許諾の条件という程ではないが、はっきりとした要望としてご検討いただきたい」というメールがあった。制作サイドは、その後の小学館とのやりとりで「脚本」ではなく詳細プロットでの提案と理解し、かつ、従来どおり原作サイドと制作サイドの「ラリー」を行うつもりであった。

- * 改変の許容範囲をめぐっては、原作サイドと制作サイドが一致しないこともあり、いくつかのエピソードをめぐって原作サイドから厳しい指摘を受けることもあった。原作サイドから指摘を受けて、一部シーンの撮り直しも行われた。
- * その結果、原作サイドは制作サイドに不信感を持ち、9、10話のドラマオリジナル部分については「創作」を入れないでほしいとして、本件脚本家の交代を強く要請した。
- * 制作サイドも要請を受け入れざるを得ず、ドラマオリジナル部分は本件原作者が脚本を書くことになり、本件脚本家は降板した。
- * 最終的には、放送されたドラマは本件原作者の意図をすべて取り入れたものとなったと日本テレビも小学館も認識している。

3 脚本家に関するクレジットタイトル問題

- * 本件脚本家は日本テレビからいきなり 9、10話について本件原作者が脚本を書くことを告げられ、降板したが、自分のアイデアが使われているとして、本件原作者が脚本を書いた9、10話にも自分の名前をクレジットとして入れるよう要求した。
- * 日本テレビも本件脚本家の要求に応えようとし、「監修」「脚本協力」「協力」等のクレジット案を小学館に提案した。
- * 本件原作者は、これらのクレジットだと、9、10話の脚本に本件脚本家が協力していると捉えられるとして、本件脚本家のクレジットに関する日本テレビからの多くの提案を認めなかった。最終話(10話)には、オールクレジットとして、本件脚本家名(1～8話脚本)を本件原作者名(9、10話脚本)と離して表示することは認めた。
- * 日本テレビの最終的な判断として、原作者がドラマ化を許諾する権利を持つ以上、その意向に背くことはできないため、9話のクレジットに本件脚本家の名前が表示されないなど、本件脚本家の納得いく結果にならなかった。

4 本件脚本家と本件原作者のネット投稿

- * 2023年12月24日、28日、本件脚本家がSNSに、本件原作者が9、10話の脚本を書くことになった経緯を投稿した。
- * 日本テレビは、表現の自由に照らして個人アカウントの発信阻止は難しい上、本件脚本家がクレジット問題で法的措置の可能性を示していたため投稿を止めるのは逆効果と判断。
- * 本件脚本家2度目の投稿後、本件原作者も脚本執筆に至る経緯と気持ちをブログ等に表明した。

5 本件原作者ブログ掲載事項と日本テレビ制作サイドの認識について

- * 本件原作者はブログで、「ドラマ化するなら『必ず漫画に忠実に』、ドラマオリジナル部分について「原作者があらすじからセリフまで」用意する。「場合によっては原作者が脚本を執筆する可能性もあること」などを「条件」として日本テレビに何度も確認したなど

と述べている。

*この「条件」があったかについては、日本テレビと小学館の間に認識の齟齬がある。

第4 本件の分析・検証

1 制作・放送過程における関係者の認識齟齬やミスコミュニケーションの発生と理由

- *原作サイドから伝えられたドラマ化に向けた要望が、制作サイドに許諾の条件、あるいはこれに近い強い要求であるとは伝わらなかった。この点は特に、終盤のドラマオリジナル部分の制作時における原作サイドと制作サイドの噛み合わないやり取りに繋がったとみられる。
- *制作初期の段階で制作サイドが本件原作者と面会による意思疎通の機会を設けられなかった。また、ドラマ化にあたって制作サイドが考えていた根幹的な方向性や物語の軸について、原作サイドとのすり合わせ・示し合せが十分ではなかった。
- *こうして意思疎通の土台がうまく作られないまま制作に入ってしまったことにより、本件原作者と制作サイドのやり取りが徐々にスムーズにいかなくなっていったと考えられる。

2 制作を進める中で本件原作者と制作サイド間の信頼関係が失われていったのはなぜか

- *個別の改変ポイントに対する説明に足りないところがあった。
- *撮影現場で発生したリテイク（撮り直し）をめぐる制作サイドの対応が本件原作者の印象を悪くしてしまった。
- *終盤のドラマオリジナル部分の制作を進める際、これまで以上に、原作サイドの意向と制作サイドの提案が噛み合わなかった。これは上記のとおり、本件原作者の「要望」に関する両者の捉え方の違いが影響したためだとみられる。
- *こうした中、制作サイドは、本件原作者の本件脚本家に対するネガティブな印象を拭い去れなかった。そのため、制作サイドへの不信が、本件脚本家個人にも向けられることになり、これが次の3以降の流れに繋がったとみられる。

3 本件原作者による制作サイドへの不信が招いた決定的なトラブル

- *本件原作者から、本件脚本家を降板させて欲しいと強く要求を受け、日本テレビはこれを受け入れる判断をした。
- *その結果として、本件原作者が9、10話の脚本を自ら執筆することになったが、これらの日本テレビの判断には、原作契約が未締結であったことが不安視されたという側面もあった。
- *本件脚本家は日本テレビからの強い説得を受けてやむを得ず上記の決定を受け入れたが、せめて9、10話に自分が関与したことを示すクレジットを入れるように要望した。しかし、結果としてこれは受け入れられなかった。放送を守りたい日本テレビは、本件脚本家のクレジット表記を認めないという本件原作者の意向に従わざるを得なかったとみられ

る。

- * 日本テレビは、上記判断に至ったことを本件脚本家に説明しようと試みたが、本件脚本家をきちんと納得させることはできなかった。これは、本件脚本家が、当初クレジット表記の決定権は日本テレビにあるという説明を受けていたことも影響したとみられる。
- * こうした流れが本件脚本家の SNS への投稿に繋がったが、日本テレビは、さらなる騒動の拡大を避けるため、また、脚本家個人の SNS 投稿を取り下げるよう求めることは法的に難しいのではないかという法務見解もあったため、削除を求める、公式コメントを出すなどの対応は控えた。
- * 本件原作者は、本件脚本家の投稿による世間の反応を気にしてブログ等への投稿を行ったとみられる。この時点では、事態の収束のために日本テレビとして取り得る選択肢はほとんどなかったといえるが、そうであれば、このような事態に至るもっと手前の段階で、適切な対応を取っておくべきであったと思われる。

4 日本テレビの制作体制等に関する問題意識

- * 本件ドラマの制作期間は初回放送まで約6か月程度であったが、結果からみると、本件ドラマを制作する上では、この期間では足りていなかった可能性がある。
- * 経験の浅い若手にゴールデン・プライム帯のドラマのメインのプロデューサーを一人で任せる上で、日本テレビは、当該プロデューサーをフォローする立場にいたチーフプロデューサーが本件ドラマの方に集中できなかった環境下にいたことや、現場スタッフが脚本制作や出版社とのやり取りにあまり関与できないという実態をきちんと踏まえ、より適切な配慮を行うべきであった。
- * 日本テレビのドラマ班において、過去のトラブル事例などを踏まえ、これを今後の知識・教訓として蓄積していくための仕組み作りが足りていなかった。

5 本件ドラマは原作者の意向にそぐわないものであったか

- * 本件ドラマの制作においては、その進め方について上記のとおり振り返るべき点が複数あったといえるが、本件ドラマの内容それ自体については、本件原作者の意向を取り入れたものであったと思われ、本件原作者が本件ドラマの内容が自己の意向にそぐわないものだと理由で不満を抱えていたという事実はなかったとみられる。
- * 日本テレビは、上記を踏まえ、その制作の過程にみられた諸所の問題について、丁寧かつ真摯に向き合うべきである。

第5 今後へ向けた提言

1 原作者や脚本家等との信頼関係を構築するための方策

- * 原作の改変について相互理解を図る
- * ドラマ化にあたっての思いを事前に説明する。映像化するに際しての全体構成案・演出な

どが書かれた「相談書」を作成し、原作サイドが映像化についてイメージし共感できるものとする。

- * 原作者との認識の齟齬をなくすため、制作担当者は、原作者との直接の面談を要請する。その場で、原作者のご意見や譲れない点などをお聞きするよう試みる。原作者が面会を望まない場合は出版社の意向を尊重しつつ、最善の方法を双方で協議する。
- * 脚本家とは原作者の意向を速やかに共有し、脚本家の理解を得ることが重要である。特にオリジナルの部分については、キャラクターや世界観にブレが生じないように、原作者が望まない、やってほしくないポイントを細かく脚本家の執筆前に共有し理解を得ることを重ねて行う。脚本家はクリエイターであり、その尊厳は尊重されるべきである。
- * 原作のドラマ化にあたっては、最終話までの全体の流れが理解できるような構成案を原作サイドと合意の上で、撮影に臨む。特に連載中の作品は、完結するまで待つことが望ましいが、ドラマ化する場合は、最終回までの構成案を完成させ、原作にはないオリジナル部分の内容を明確にすることが望ましい。
- * 放送開始の1年半前、遅くとも1年前には企画決定するよう努める。

2 ドラマ制作におけるトラブル回避のための方策

- * トラブルを極力回避するためにも、原作者及び脚本家との間で可能な限り早期に契約を締結する。
- * SNS の利用に関して、台本に SNS の適切な利用について記載するなどして、SNS を安全に運用するよう努める。

3 制作/組織体制における諸課題の解決策

- * プロデューサーの業務量、人数について見直すとともに、コミュニケーションの重要性を再認識する。また、先輩プロデューサーと若手のプロデューサーが行動を共にする機会を作るなどして人材育成やノウハウの継承を行う方法を検討する。
- * 上記改善策をより実効的なものとするため、業務フローをガイドライン化し、それを上長がチェックするなど、日常的にドラマ制作について監督・サポートができる体制を作る。

4 相談窓口の活用

以上